

Title	19世紀末におけるフランスの共済組合(上)
Sub Title	Les 《Sociétés de secours mutuels》 en France à la fin du XIXe siècle (suite et fin)
Author	中上, 光夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1979
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.72, No.4 (1979. 8) ,p.467(63)- 497(93)
JaLC DOI	10.14991/001.19790801-0063
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19790801-0063">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19790801-0063</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 19世紀末におけるフランスの共済組合(上)

中 上 光 夫

序

第一章 共済組合の歴史的概観

第二章 共済組合の制度

第一節 1850～52年法令下の共済組合制度

第二節 1898年法による共済組合制度

第三節 共済組合に対する補助金制度

第四節 共済組合の財政

(以下次号)

第三章 共済組合の救済機能

第四章 共済組合の新たな発展

結 語

序

共済組合は<sup>(1)</sup>「社会保障の原型」であるといわれる。<sup>(2)</sup>その根底に流れる相互扶助の精神は、現代においても社会保障の基礎を形づくっている。共済組合が、それ自体では諸個人の生活維持の問題に十分に対処しえなかったが故に社会保障制度が登場してくるとも言えるにせよ、歴史的に見れば、社会保障の発展は共済組合の発展と平行している。共済組合は、現在も、フランス社会保障の法定制度とは別個の存在であるが、それを補足するものとしての役割を期待され、広義の社会保障の一制度として発展を遂げてきたのであった。そのカヴァーする人員は多く、現代のフランスでは国民

注(1) 本稿における「共済組合」とは、原語で《Mutualité》、《Sociétés de secours mutuels》、《mutuelles》、《Sociétés mutualistes》などと記述される。

ここで対象とする時期に於ては、《Sociétés de secours mutuels》がその正式名称であり、それは英訳された場合には、'friendly societies'、'mutual benefit societies'、'mutual aid societies' などとなる。この原語の意味を伝えた訳語としては、「相互扶助組合」が適当と思われるが、ここでは固有名詞の場合以外は、単に「共済組合」としておいた。

なお、1945年10月19日の大統領令によって《Sociétés de secours mutuels》という呼称は廃止され、《Sociétés mutualistes》がそれにかわった。Romain Lavielle, *Histoire de la Mutualité*, Paris, 1964, p. 177.

(2) Jean-Jacques Dupeyroux, *Sécurité sociale*, Paris, 1972, 上村政彦・藤井良治共訳「フランスの社会保障」光生館, 202頁。

3人に1人は共済組合員なのである。<sup>(3)</sup>

フランスにおいて共済組合が顕著な発展を遂げるのは19世紀末以降である。その社会は、工業化への発展が進行しているにせよ、依然として小生産者が中心で、リベラルな伝統が強かった。そこでは、強制的な社会保険制度が導入されるにしても、それへの反撥は強く、むしろ任意的・自助的な救済制度の一層の発展が望まれたのであった。こうした中で、共済組合は従来の束縛を解かれ、任意的・自助的な救済制度への期待に応えるものとして、その飛躍的発展期を迎えることになるのである。

本稿は、19世紀末から20世紀初頭にかけてのフランス社会において、とりわけその社会的救済制度において、共済組合が如何なる位置を占め、また、どのような役割を果たしていたかを明らかにしようとするものである。

## 第一章 共済組合の歴史的概観

### 1

共済組合の原基形態を集団の成員の相互扶助組織に求めるとすれば、その歴史は非常に古く、3～4千年前の古代文明期に既に見られたといわれる。社会の下層階級を中心に発達した相互扶助の精神に基づいて、ローマ世界でも、同業組合や葬式組合等の相互扶助的団体が存在した。<sup>(4)</sup>

10～11世紀に各地で「商業組合(hanses)」やギルド、それに「友愛会(amitiés, また, fraternitésも同種組織)」が設立されるが、それらと平行してコンフレリ(Confréries)と呼ばれる宗教的色彩をおびた慈善的団体——ところによってはシャリテ(Charités)とも呼ばれた——が設立されていた。各職業には、それ自身のコンフレリが作られた。コンフレリは教会に本部を置き、連帯と互助の活動を行った。そのメンバーであるコンフレール(Confrères)は毎年の拠出と互助を誓うことによって、現金給付(*prestation en espèces*)、資金貸出、老齢廃疾年金、入院、遺児への援助等の救済を受ける権利を与えられた。コンフレリの活動は布施や慈善の観念と結びついていたのであるが、ここには、現代の共済組合の根底にある自発的拠出と不時の際の給付という関係が存在していたといわれる。

当初、コンフレリは親方・職人・徒弟が無差別に加入しており、大革命まで未分化のままのものもあったが、職人は、次第に、親方との利害対立や既存の同職組合(*corporations et corps de métiers*)への加入の困難化、また遍歴のために、同職の労働者だけからなる別の組合を作り始めた。

注(3) 1970年に於て、1万の共済組合と1,700万人の組合員が存在した。Jean-Jacques Dupeyroux, *Droit de la sécurité sociale* (6<sup>e</sup> édition), Paris, 1975, p. 964. この時期のフランスの人口はおよそ5千万人である。

なお、成人の国民の2人に1人が共済組合員であるともいわれた。Lavielle, *op. cit.*, p. 9.

(4) Thierry Laurent, *La Mutualité française et le Monde du travail*, Paris, 1973, p. 11.

それは「職人組合 (Compagnonnage)」と呼ばれ、秘密結社の性格を保持しつつ、共済活動と職業目的の活動を行った。<sup>(5)</sup>

16世紀から18世紀にかけて、王権は、産業・財政政策及び治安対策の観点から、同職組合に保護統制を加え、コンフレリや職人組合を禁圧したが、それらは大革命に至るまで存続する。そして、それらのうちのいくつかは激動の世紀を生き抜いて、時代とともに変化を蒙りつつも名称や固有の性格を保持して現在にまで至っている。例えば、パリの指物師職人のコンフレリとして1694年に創設された聖アヌ組合 (Société de Sainte-Anne) や、1720年にパリでコンフレリとして創設され、1780年に改組されたパノテックニック組合 (Société Panotechnique de Prévoyance) は、今日に至るまで、ある時は公然と、ある時は秘密裡に存在し、疾病救済を中心とした共済活動を中断することなく続け、現在では最も近代的に管理された共済組合になっているという。<sup>(6)</sup>

## 2

フランス革命は自由な職業活動を妨げていた同職組合を廃止するが、それだけにとどまらなかった。人権宣言や立憲議会の1790年8月20日政令 (décret)<sup>(7)</sup> は、法の遵守の下での団結権 (droit de s'assembler) を認めていたが、実際には、1790年末から共済組織を設立しようとする労働者の試みは抑圧された。1791年6月14～17日のル・シャブリエ法はすべての民衆団体 (sociétés populaires) を禁止するが、この法案の起草者は次のように宣言していた。「廃止された同職組合 (Corporations) を再建しようとする者がいる。…これらの集団の目的は、労働日の価格を引上げ、労働者と仕事場内で彼らに仕事を与えている人とが和協的に契約を結ぶのを妨げること (である)。…その集団は市町村の認可を得るためにもっともらしい理由を示した。即ち、それらは、病気や失業中の同一職業の労働者に救済 (secours) を得させるためだと称した。…だが…国こそが、役人 (officiers publics) こそが、その名において、生活のために仕事を必要とする人々に仕事を、障害者に救済を与えるべきなのだ。」<sup>(8)</sup>

立憲議会は、労働者の抵抗の有力組織であった職業的団体、とりわけ職人組合の一掃を意図して、共済組合に特に厳しい弾圧を加えた。他の革命政府は、聖アヌ組合のようないくつかの福祉組合 (sociétés de bienfaisance) を例外的に存続させたが、労働者が新しい博愛的組合を設立するのを抑えていた。

社会問題解決を国の責任とする思想は、ル・シャブリエ法においても、その後のジャコパン主

注(5) *Ibid.*, pp. 12-14, Lavielle, *op. cit.*, pp. 21-23, 25. なお、職人だけから構成されたコンフレリもあった。平実「フランス労働者政策史論」見洋書房、1976年、98頁。

(6) Laurent, *op. cit.*, pp. 14-15. Lavielle, *op. cit.*, pp. 28-30.

(7) 本稿では、décret を「政令」、arrêté を「命令」と訳しておく。有泉亨監修「ヨーロッパの社会保障法」東洋経済新報社、昭和52年、31頁参照。

(8) Laurent, *op. cit.*, pp. 17-19.

義によっても認められていた。<sup>(9)</sup>立憲議会は救済事業を組織し、職業紹介機関の創設を立法化した。国民公会は貧困な市民に年金を与えるという法律を制定し、今日の年金思想に端緒を与えた。<sup>(10)</sup>だが、ここでも、フランス革命はその偉大な理念を表明したにとどまるのであって、当時の「国」にはその責任を果たす能力もなく、実現可能なプランがたてられたとも言えない。国民的救済制度は実現されず、むしろ、旧来の制度の破壊によって混乱をきたしたのであった。

共済組合も、革命によって大きな打撃を受けたが、壊滅したわけではなかった。革命期の終わりまでほとんど非公然であった共済組合は、19世紀に入ると再び公然と姿を現わすようになる。共済組合はもはや禁止されず、新政府から黙認された。ル・シャプリエ法は、依然として同職の賃労働者が職業的利益のために団結するのを禁じており、この時期の共済組合は、しばしば、労働者にとって唯一の合法的な団結の手段であり、大都市では大きく発展をとげた。組合に不信を抱いていた政府としては、それへの監視を怠らなかつた。組合設立は政府の事前認可制のもとにおかれ、組合には「将来への準備(*prévoyance*)」という目的を明確にし、法を遵守する旨を示した規約が必要とされ、組合集会には当局者が臨席した。1810年の刑法第291条は、20名以上のあらゆる団体の事前認可制を決めた。<sup>(11)</sup>一方で、ナポレオン政府は共済組合をよりよく監視するために、1802年に、「博愛協会 (*Société philanthropique*)」を復活する。これは1780年に創設されたが、王が会長兼保護者であったため、立憲議会によって廃止されていたのであった。博愛協会は内相をはじめ何人も著名人をメンバーとし、体制的な共済組合の発達を促進するとともに、無料食事給与所 (*soupes populaires*) や無料診療所 (*dispensaires*) を設立するといった若干の社会事業をも行った。体制的共済組合促進のために、協会は「<sup>プレヴ・ワイヤンス</sup>共済組合促進委員会」を設置して、工場の経営者や県知事に、60人の労働者が救済金庫を設立する場合には100~200 fr. の援助を与えるという通知を出し、また「<sup>プレヴ・ワイヤンス</sup>共済グループのためのモデル規約を作ったりした。1808年には、博愛協会は約40の共済グループと繋りをもっていた。<sup>(12)</sup>この頃には共済組合の救済機能の有用性も認識されるようになり、共済組合を根絶しようとする実現困難な方策をとるよりも、その健全な発達を促進することが考慮されるようになってきていた。

王政復古後にも博愛協会の活動は引き継がれ、ルイ18世はその保護者にして終身会長になった。1823年には博愛協会は143組合、約12,000人を後援していた。共済組合に対する政策としても、違

注(9) 国家と市民しか考えない「社会契約論」の理論の中では、国家による救済という理論が、社会関係において急進的個人主義を補完するものだと考えてもなら不合理ではなかつた。Henri Hatzfeld, *Du Paupérisme à la Sécurité sociale 1850-1940*, Paris, 1971, p. 193.

(10) コンドルセ (A.-N. de Condorcet) は怠惰を促進することのない救済制度の必要性を認め、「老齢年金と相互扶助の貯蓄金庫 (*caisses d'épargne de retraites et de secours mutuels*)」の創設を唱えて1世紀後の社会保険制度の思想的先駆者となった。Laurent, *op. cit.*, p. 20. Lavielle, *op. cit.*, pp. 35-37.

(11) *Ibid.*, p. 38.

(12) Laurent, *op. cit.*, pp. 21-23.

反行為への監視は続けられていたが、それ以外では、組合新設時に規約条項の最小限の変更は求められるにせよ、組合運営は干渉されず、活動の自由は認められていた。共済組合は疾病・障害 (infirme)・老齢への給付 (secours) を行うものとされていたが、失業給付を行っている組合も見られた。<sup>(13)</sup>

若干の組合は、従来から、組合の公然化を避けるために政府の利益供与の申し出を拒否していたが、1824年以降、博愛協会とその後援下の共済組合との結合も衰退し始める。統制や監督にもかかわらず、協会から保護後見されていた組合の中にもストライキを行うものが現われ、共済組織は労働者の職業問題と不可分の存在だということが再び明らかになった。

19世紀に入ってから設立された共済組合の少なからぬ部分が同職の労働者を集めた組合であったが、1830年の革命後、共和主義的な潮流に乗って、多数の既存の共済組合は賃労働者の防衛組織に改組され、また、そのような組織が新設された。1834年までの賃金下落と生計費上昇の中で、これらの共済組合はこの時期の多数の暴動の原動力となった。<sup>(14)</sup> こうした事態に直面して、ルイ・フィリップ政府は1834年4月10日法によって刑法第291条を厳格化し、組合への認可は常に撤回されうるものとし罰則も強化した。この法律の公布日にもリヨンで暴動が起り、3日後にはパリの暴動が続くと、政府は軍隊をもってそれらを厳しく鎮圧した。共済組合のもつ有用な側面は理解されていたから、1834年の事件以後政府は少しずつ圧迫を緩め、ミリタニスムを放棄し厳格な統制を受け入れた共済組合を黙許し、時には助成した。しかし、反乱と抑圧の連鎖の結果として、七月王政下では共済組合はあまり発達しなかった。<sup>(15)</sup>

## 3

二月革命は、暫時、共済組合をすべての桎梏から解放した。第二共和政憲法は結社・団結・請願・表現の権利を認めた。刑法第291条は廃止された。1848年7月28日政令は結社の自由への規制措置であったが、それでも市町村当局への単なる届出による団体結成を認めた。その結果、前体制下では年平均新設組合数は32であったのに対して、1850年7月までに411の共済組合が設立された。この年には、約2千の組合がほぼ10万人の加入者を集めていた。

まもなく、政府はこうした寛大な政策の変更の必要性を感じる。一方で、共済組合の自立はある種の組合を下手な管理による破産の危険へと導き、他方で、労働者の組合は「将来への準備」の活

注(13) Lavielle, *op. cit.*, pp. 42-43.

(14) 有名な1831年のリヨンの暴動について解説したものとして、河野健二「ブルードン主義の背景」三(同氏編「ブルードン研究」岩波書店、1974年、所収)がある。1830年代のリヨンの事件の中心となったのは、絹織物業の親方や職人の組織「相互義務組合 (Société du devoir mutuel)」であった。この組合は Mutuellistes (共済組合員、また、相互主義者とも訳される) とか、Soicété des Mutuellistes とも呼ばれたが、実態は、通常の共済組合の活動をほとんど行わない職業防衛団体であったといわれる。それは、刑法第291条をまぬがれるために20人以下のグループに分割された秘密結社でもあった。1851年に解散させられている。Office du Travail (Ministère du Commerce, de l'Industrie, des Postes et des Télégraphes), *Les Association Professionnelles ouvrières* (商務省労働局の「労働者職業団体」に関する調査報告) Tome II, 1901, pp. 245-259.

(15) Laurent, *op. cit.*, pp. 24-28. なお、共済組合は、1835年に法的に承認された。Jacques Doublet, *Sécurité Sociale*, Paris, 1964, p. 15.

動を行いながら秘密裡に職業的活動を行っていたからである。第二共和政も遅ればせながら共済組合への監視と規制に乗り出す。特別委員会に法案作成が委託され、それは1850年7月15日に採択された。この法律は共済組合を二つのカテゴリ——一方は今まで通り、他方は「公益の承認」を得た組合——に分類した。後者は多くの特典が付与されると同時に、当局による保護と監視の制度下におかれることになる。これは1848年の自由とそれ以前の抑圧との一種の妥協であり、帝政期や王政復古期の方式の再開であった。しかし、こうした特典の供与もごく僅かの組合を引きつけたにすぎず、他の組合は自由に運営できるほうを好んでいた。<sup>(16)</sup>

ナポレオン三世はとりわけ共済組合に関心をもっていた。彼は、労働者を新体制に引き寄せ、帝政の中で社会進歩を促進するために共済組合を利用しようとしていた。「貧困の絶滅」の著者であることを忘れていなかった1849年に、ルイ・ナポレオンは立法議会へのメッセージの中で、共済組合が失業・障害・老齢に対して勤労階級を保護しなければならないと述べたが、ここでも、共済組合の有用性を利用しつつ、それが職業的利益の要求行動を起したり秩序に背いたりするのをいかに防ぐかが問題であった。そして、彼は、悪の根源が共済組合と労働界とが相互に滲透しあっていることにあるということを理解するに至る。かくして、彼は次のような共済組合政策の三つの柱を設定する。第一は共済組合に対する厳しい統制であり、第二は協力的な組合に対する多大の援助、第三は共済組合に非職業的加入という形態を与えることである。1852年3月26日政令は刑法第291条と1834年法を再発効させ、また、新たに「同意共済組合」というカテゴリを設け、この組合を恩恵と統制の制度下においた。<sup>(17)</sup> この政令は、従来の共済組合が職業的基盤に依拠していたのを地域を基盤とするように転換することをも狙っていた。職業的結合という等質性をもたない共済組合は内部に異なる利害をもち、組織の連帯やダイナミズムも弱められていて政府の統制も受け入れやすく、しかも、共済組合が異なる階層の人々から構成されれば、富裕な階層の余剰の富と勤労階級の節約とが一体となって貧困の緩和に振り向けられ、前者の階層が後者を教化することと相俟って、両者の軋轢が除去され、和解がなしとげられうるものと期待されたのである。こうした政策は、それまでローカルで私的な企てにすぎなかった共済組合を一般的で公共的な制度にまで高めるといふ結果をもたらすことになる。

政府のこの政策に対して、権力に不信を抱いていた共済組合は特典の取得を断念して自主性を保持した。政府に服従しない組合の多くは共和主義者か帝政の反対者から構成されており、厳しい監視にもかかわらず、要求実現の活動をおこなった。その中のいくつかの組合は抵抗組合に変化し、後にサンディカリズムの起原になる。

1852年には共済組合総数2,483のうち、当局の「同意」を得た組合は約1割ほどにすぎなかった

注(16) Laurent, *op. cit.*, pp. 31-33.

(17) *Ibid.*, pp. 35-37.

### 19世紀末におけるフランスの共済組合（上）

が、1855年には総数3,130組合の約3分の1、1860年には4,254組合のうち約60パーセント、1870年には5,788組合のうち73パーセントと、同意組合は増加していった。政府の政策は、大筋に於てその目的を達成していくのである。帝政の歴史と共に共済組合数は顕著な増加を示したが、これは専ら市町村的な同意組合の増加に負っており、「同意」を得ない共済組合——「認可組合」と呼ばれる——は絶対数においても徐々に減少し、1870年には約1,500組合になっていた。<sup>(18)</sup>

第三共和政になって共済組合制度に多少の修正も見られたが、当分の間、政治の自由主義化にもかかわらず、1850～52年の法令を基本とする制度が続く。1870年の戦争やコミュニナリストの運動のために、1881年になるまでは政府も議会も共済組合制度の改革に着手しようとはしなかった。

この間、帝政下で「同意」を得た共済組合は、当初、反共和派的傾向を示し、暫くしてそうした態度を放棄する。一方、帝政下で共和主義的傾向を示していた認可組合は、共和政政府の民主主義的政策によって援助されるようになるが、その結果、それまで労働界と一定の繋りを保持していたこの組合が、その主要な政治的支持者を失い、職業問題から切り離された地域的共済組合になったり、また、労働組合へと変化して労働運動に結びつくことになる。かくして、共済組合とサンディカリズムの分離が完成していく。共済組合では、地域的・異職種的な加入が続いていたので、商人、職人、小農民、小企業主といった独立労働者層が加入し、その構成員の一つの主要要素となる。彼らは広い意味での労働者であるにせよ、生活・雇用条件の改善のために闘争をしている労働界に属するものではなく、「中産階級」とかプチブルジョワと呼ばれるものに近かった。共済組合のこうした様態は、社会平和の拡大を望む政府の期待するところであった。<sup>(19)</sup>

1898年に新しい共済組合法が制定される。それは旧法令の監視的側面を一掃し、共済組合に好意的な保護を与えるもので、以後半世紀間にわたる共済組合憲章 (Charte de la Mutualité) となる。

今世紀初頭、共済組合は長期の貯蓄によって新しい階級を作り出すという働きをする社会移動のための自発的な組織として称讃され、その飛躍的な発展期を迎える。革命記念日には共済組合員の行列があり、「共済組合の木」が植えられた。1905年には大統領ルベール<sup>(20)</sup> (Emile Loubet) が40年以上共済組合員であるという資格で、この木を植えた。また、共済組合の栄光を讃えて、宴会で乾杯がなされ、「共済組合の詩」が朗読された。そのような時代になっていたのである。<sup>(21)</sup>

一つの要約を与えてみよう。19世紀前半期まで、フランスに於ても、共済組合とは相互扶助の組織であるにとどまらず、労働者の職業的団体であり、時に反政府的な政治団体であったのである。従って、政府の共済組合政策も治安対策的側面が強かった。ナポレオン三世の政策も同趣旨であっ

注(18) *Ibid.*, pp. 41-44.

(19) *Ibid.*, pp. 45-48.

(20) ルベールは「フランスの最初の共済組合員 (le «premier mutualiste de France»)」と自称し、豪勢な共済組合宴会 (un banquet mutualiste) を主宰するなど共済組合の発展に貢献した。Lavielle, *op. cit.*, pp. 60-61.

(21) Laurent, *op. cit.*, p. 49.

(1)  
表1 共済組合の組合数と組合員数の推移

年度	組合総数 (12月31日現在)			報告を提出した組合 (12月31日現在)					
	成人の 同意組合	自由組合 (認可組合)	総計	成人の同意組合		自由組合(認可組合)		総計	
				組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
1853	439	2,256	2,695	(2)	66,646	(2)	222,800	(2)	289,446
1854	787	2,153	2,940		104,033		211,768		315,801
1855	1,063	2,060	3,123		128,576		216,552		345,128
1856	1,406	1,998	3,404		167,568		212,032		379,600
1857	1,668	1,937	3,609		201,839		215,042		416,881
1858	1,939	1,939	3,879		236,113		212,801		448,914
1859	2,274	1,869	4,143		264,472		208,383		472,855
1860	2,514	1,738	4,252		302,008		192,675		494,683
1861	2,653	1,792	4,445		324,860		211,495		536,355
1862	2,892	1,494	4,386		352,654		212,509		565,163
1863	3,031	1,496	4,527		379,953		218,025		597,978
1864	3,356	1,474	4,830		410,506		218,280		628,786
1865	3,631	1,667	5,298		462,343		223,199		685,542
1866	3,916	1,698	5,614		500,740		232,178		732,918
1867	4,127	1,702	5,829		524,602		225,988		750,590
1868	4,272	1,816	6,088		550,891		234,961		785,852
1869	4,398	1,741	6,139		556,929		237,544		794,473
1870	4,729	1,509	6,238		528,901		203,091		731,992
1871	4,263	1,524	5,787	4,263	489,006	1,524	194,968	5,787	683,974
1872	4,237	1,556	5,793	4,237	494,198	1,556	197,043	5,793	691,241
1873	4,194	1,583	5,777	4,194	512,982	1,583	204,671	5,777	717,653
1874	4,152	1,596	5,748	4,152	517,268	1,596	213,405	5,748	730,673
1875	4,179	1,628	5,807	4,179	533,383	1,628	217,101	5,807	750,484
1876	4,273	1,650	5,923	4,273	550,909	1,650	225,679	5,923	776,588
1877	4,352	1,726	6,078	4,352	573,472	1,726	241,001	6,078	814,473
1878	4,474	1,819	6,293	4,474	590,852	1,819	251,325	6,293	842,177
1879	4,615	1,910	6,525	4,615	606,815	1,910	262,784	6,525	869,599
1880	4,790	1,987	6,777	4,790	640,613	1,987	276,858	6,777	917,471
1881	4,958	2,053	7,011	4,841	663,287	1,983	278,294	6,824	941,581
1882	5,188	2,091	7,279	5,056	704,744	2,038	283,948	7,094	988,692
1883	5,366	2,130	7,496	5,246	719,020	2,075	285,309	7,321	1,004,329
1884	5,570	2,173	7,743	5,446	754,453	2,146	291,080	7,592	1,045,533
1885	5,744	2,216	7,960	5,621	776,814	2,161	293,660	7,782	1,070,474
1886	5,969	2,264	8,233	5,784	786,607	2,202	295,889	7,986	1,082,496
1887	6,093	2,334	8,427	5,979	817,095	2,204	287,842	8,183	1,104,937
1888	6,279	2,410	8,689	6,148	846,174	2,258	297,630	8,406	1,143,804
1889	6,455	2,428	8,883	6,264	866,456	2,252	306,591	8,516	1,173,047
1890	6,674	2,470	9,144	6,433	884,604	2,303	313,292	8,736	1,197,896
1891	6,863	2,551	9,414	6,604	903,963	2,367	326,937	8,971	1,230,900
1892	7,070	2,592	9,662	6,812	925,581	2,381	324,086	9,193	1,249,667
1893	7,295	2,702	9,997	7,021	946,771	2,487	330,966	9,508	1,277,737
1894	7,518	2,810	10,328	7,195	999,212	2,555	331,196	9,750	1,338,408
1895	7,696	2,892	10,588	7,411	1,014,180	2,607	307,665	10,018	1,321,845
1896	7,943	3,017	10,960	7,657	1,132,536	2,719	317,514	10,376	1,450,050
1897	8,211	3,144	11,355	7,917	1,170,931	2,831	337,951	10,748	1,508,882
1898	8,572	3,253	11,825	8,259	1,222,577	2,893	351,554	11,152	1,574,131
1899	8,923	3,339	12,262	8,498	1,283,092	2,963	349,701	11,461	1,632,793
1900	9,415	3,187	12,602	9,009	1,419,698	2,927	322,706	11,936	1,742,404
1901	9,961	3,153	13,114	9,661	1,472,568	2,928	359,044	12,589	1,831,612
1902	10,484	3,189	13,673	10,239	1,633,224	2,951	374,032	13,190	2,007,256

19世紀末におけるフランスの共済組合（上）

表1 共済組合の組合数と組合員数の推移（続き）

年度	組 合 総 数			同 意 組 合		自 由 組 合		総 計	
	同意組合	自由組合	総 計	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
1903	11,078	3,203	14,281	10,776	1,716,897	2,960	383,830	13,736	2,100,727
1904	11,892	3,221	15,113	11,451	1,981,862	2,977	394,582	14,428	2,376,444
1905	12,711	3,221	15,932	12,218	2,330,244	2,983	414,724	15,201	2,544,968
1906	13,575	3,224	16,799	13,080	2,663,092	2,992	404,927	16,072	3,068,019
1907	14,343	3,204	17,547	13,890	2,787,774	3,041	400,483	16,931	3,188,257
1908	14,998	3,177	18,175	14,346	2,858,785	2,958	384,135	17,304	3,242,920
1909	15,612	3,176	18,788	14,420	2,922,403	2,918	379,337	17,338	3,301,740
1910	17,900	3,179	21,079	15,832	2,933,679	2,806	367,862	18,638	3,301,541
1911	—	—	—	16,130	3,088,189	2,690	359,159	18,820	3,447,348
1912	—	—	—	16,431	3,165,807	2,641	346,762	19,072	3,512,569
1913	—	—	—	16,442	3,351,451	2,443	344,786	18,885	3,696,237
1914	—	—	—	12,315	2,340,793	1,544	230,937	12,859	3,571,730

出所：Annuaire Statistique, Vol. 34, 1914 et 1915, p.120.

注(1). この統計には公益承認組合及び学校共済組合は含まれない。ここでいう「組合員」には名誉会員は含まれない。

また、この統計と本文中で引用した数値とが若干異なっていたり、年度が一年ずれていることがある。

(2). 1853年から1870年までの報告を提出した組合数は公表されていない。

たが、彼は、共済組合に対して徹底した保護と統制を与えることによって、その活用と無害化を積極的に推進したのであった。この政策はかなり成功したというべきであろう。それは、第二帝政期の経済発展や政治的安定といった社会状況にも大きく負っていたのであろうが。ここに於て、共済組合は一つの公認の制度となる。第三共和政期には、共済組合はもはやかつてのものではなく、純粋に相互扶助的な組織に近づいていた。<sup>(22)</sup> 共済組合は、19世紀末から20世紀初頭にかけての社会保障成立前のフランスに於て、国民的救済制度の一つの柱としての地位を確保するに至るのである。(表1. 参照)。

## 第二章 共済組合の制度

前章で、19世紀末から20世紀初めに於て、共済組合が社会的にどのように位置付けられるに至ったかを概観したが、次に、共済組合をより具体的に、その制度の面から見てみよう。

既述のように、19世紀末は法制上に於ても共済組合制度に大きな転換が見られた。19世紀後半期のほとんどの時期をカバーしていたのは1850年法と1852年政令によって作りだされた共済組合制度であったが、世紀転換間際の1898年に新法が制定され、新しい共済組合制度ができたのである。そこでここでは、まず、1850～52年法令をとりあげ、そのあとで、1898年法がそれをどのように改定したかをみってみる。ついで、補助金制度や財政事情に、共済組合制度の特徴をみってみよう。

注(22) ポール=ボンクール (J. Paul-Boncour) は、共済組合の成功が労働組合を共済活動から遠ざけた原因であると述べたが、「サンディカリズム」に共済組合のこうした様態の反映を読みとることはできよう。Lavielle, *op. cit.*, p. 74. なお、ついでに言えば、Laurent は両大戦間期以後顕著に増加した企業内共済組合に着目し、共済組合と労働界との再統合の必要性を主張している。Laurent, *op. cit.*, 第3部参照。

## 第一節 1850～52年法令 (législation) 下の共済組合

### 1

19世紀後半のフランスの共済組合制度は、1850年7月15日に国民議会在が制定した共済組合法 (la loi sur les Sociétés de secours mutuels) と権力奪取後にルイ・ナポレオンがだした1852年3月26日の政令 (le décret organique du 26 mars 1852) によって、その基本的な枠組が設定された。これらはいずれも共済組合を監視し、それを統制下におくことを一つの主眼としているが、反面、統制を受け入れる組合を積極的に保護育成していくことを目指していたことも忘れられない。両者のうち、とりわけ1852年政令は、節約によって悲慘を緩和し、また、異なる社会階級を結びつけて社会平和を維持しようとする観点から共済組合を称讃していたナポレオン三世<sup>(23)</sup>が、1850年法を補足修正し、以後の共済組合制度のカナメともなっていく「同意共済組合」を定めたものとして重要であるが、ここに見られる政策方針は、単に既存の組合を「アメとムチ」によって懐柔するというにとどまらず、政府自らが同意組合の発展を推し進めるというものだったといえよう。

1850～52年制度は、その後、個々に修正されつつも1898年法が制定されるまで機能し続け、共済組合の普及と定着に貢献したのである。

### 2

以下では、まず、1850～52年法令の下での共済組合制度の全体に共通する特徴をとりあげてみよう。

a 共済組合の分類<sup>(24)</sup> 二月革命下では届出だけで団体の設立が認められたが、このようにして設立された共済組合は「認可共済組合 (sociétés de secours mutuels autorisées)」と呼ばれ、これに対して1850年法は「公益を承認された共済組合 (sociétés de secours mutuels reconnues d'utilité publique)」を創設する。1852年3月の政令は、更に「同意された共済組合 (sociétés de secours mutuels approuvées)」というカテゴリを設ける。その結果、1850～52年法制下では3種類の共済組合が存在することになった。

これらのうち公益承認組合と同意組合はほとんど同一の制度下におかれていたが、認可組合はそれらとは全く異なっていた。前二者は政府の共済組合政策の枠内で恩恵と保護と統制を与えられるが、後者は、一定の制約を課されるにせよ、法に違反しない限りは行政当局とは無関係に活動することができた。

注(23) Maurice Encognère, *Les Sociétés de Secours Mutuels*, Bordeaux, 1904, pp. 87-88.

(24) ここでの共済組合の分類は法律上の分類であり、こうした分類のほか、地域的な共済組合、職業的な共済組合、宗教的な共済組合、雇主が労働者のために設立した共済組合などの分類もなされる。宗教的な共済組合や雇主の共済組合については、Hatzfeld, *op. cit.*, pp. 207-209. 及び E. Levasseur, *Histoire des classes ouvrières et de l'industrie en France de 1789 à 1870*, 2<sup>e</sup> édition, Tome II, Paris, 1904, pp. 221-222, 参照。

### 19世紀末におけるフランスの共済組合（上）

b 構成員 組合員は、掛金を拠出し各種の給付を受ける権利をもつ普通会員 (membres participants) と、拠出や贈与を行うが規約に定められたなんらの給付をも受けることのできない名誉会員 (membres honoraires)<sup>(25)</sup> とにわけられる。

c 目的 1850年法では、共済組合の目的は疾病、負傷、障害への一時的救済と葬儀費用の支払とされた。失業給付や老齢年金は禁止されていた。1852年政令に於ても同様であったが、老齢年金は条件付きで認められることになった。<sup>(26)</sup>

d 地域 1852年政令の第1条は、共済組合が有用とされるコミューンごとに市町村長や司祭の肝煎によって組合が設立されると、地域的共済組合の設立促進を表明していたが、この方式は、共済組合がコミューンの枠を越えて拡大するのを禁止することによって補完されていた。例外的に、人口千人以下のコミューンに於ては複数のコミューンにまたがって一つの共済組合を設立することができたが、原則として、共済組合はその本部所在地のあるコミューン以外で活動することはできなかった。<sup>(27)</sup>

### 3

共済組合制度の内容は、組合のカテゴリによって異なるので、次に、各カテゴリごとにその制度を見てみなければならない。まず、共済組合の第三のカテゴリである同意組合からとりあげよう。この組合が公定の共済組合であり、最も重要で代表的な共済組合となるからである。前にも述べたが、ナポレオン三世がこの組合を設けた意図は明瞭であって、労働者の自発的な「将来への準備」<sup>プレザキライヤンス</sup>制度を援助することで社会の安定を目指すと共に、特典付与と見返りに共済組合を政府の保護監督下に置き、労働界を帝政に結びつけようとしたのであった。

かくして、同意共済組合に対しては種々の制約や義務が課される。同意組合となるためには、共済組合は知事から「同意 (approbation)」を得なければならないが、その場合、次のような条件を受け入れなければならない。

- (1) 各組合の普通会員数は、知事の特別の認可がない場合、500人を越えることはできない。また、普通会員の入会は総会での多数決によってのみ認められる。
- (2) 各組合の会長は国家元首すなわち皇帝が任命する。事務局員 (membres du bureau) は組合総会が任命する。
- (3) 「同意」を得るためには、組合規約を内相か知事に審査してもらわねばならない。また、知事の事前認可なしの規約修正は禁止される。各組合は、毎年、会計と道徳の報告を内相に提出

注(25) 有産階級が名誉会員として共済組合に加入すれば、階級対立の緩和や労働者の道徳的教化に役立つばかりでなく、組合の資金は豊かになり、組合の管理も改善されると期待された。Hatzfeld, *op. cit.*, pp. 203-204.

(26) Encognère, *op. cit.*, pp. 93-94. Albert Chaufon, *Les Assurances*, Tome I, Paris, 1884, p. 264.

(27) Charles Guilhaumon, *Les Sociétés de Secours Mutuels et leur concours à l'Assurance ouvrière*, Montpellier, 1901, pp. 59-60. Laurent, *op. cit.*, p. 40.

する。

- (4) 各組合は、その組合員数が100人以上の場合は3,000 fr. まで、100人未満の場合は1,000 fr. までしか手許に置くことはできない。超過分は供託金庫 (Caisse des dépôts et consignations) へ預金しなければならない。

政府はこうして同意組合の認可権を持つことによって、共済組合のあり方に大きな影響を及ぼすが、上述の諸条件は、必ずしも同意組合の存立や実際の活動にとって障害とは感じられなかったようである。組合員数の制限が大規模な組合の出現を抑制する効果をもったことは否定しえないにしても、19世紀後半期に於て、この最大組合員数に達するような組合は稀であって、平均すると1組合あたり200人をほとんど越えていない。

会長の皇帝任命制は、同意共済組合をその内部から監視するという意図に基づくもので、それは1864年6月18日政令によって会長の任期が5年とされ、5年ごとの審査が導入されること<sup>(28)</sup>で強化され、1850~52年制度の中で最も重大な組合への干渉と考えられていた。それ故、帝政が崩壊するとこの点は直ちに改められた。1870年の9月と10月の二つの政令は同意組合会長の皇帝任命制を廃止し、組合員が会長を選ぶように改めたのである。会長の皇帝任命制が同意組合に隠然たる圧力となり、その活動に制約を加えたのは間違いのないであろうが、組合側の自主規制もあったためか、実際にはこの問題でトラブルが発生することはほとんどなかった。皇帝は、会長職にふさわしい人物のリストを組合に提出させ、ごく稀な例外を除けば、その中から会長を選んだ。政府の公式の回状 (circulaire officielle) は、「彼(会長)は、組合員には政府の保護と好意を、政府には組合の賢明で良効な管理を保証する」のであって、組合の自由を奪うものではない、としていた。

そのほかにも、同意組合は、名誉会員の加入を「同意」取得の一つの基本条件として課されている。そして、1852年3月政令は、一定数の名誉会員を有する同意組合に対する特権として老齢年金の設定を認めたので<sup>(29)</sup>あった。

それでは、こうした条件を受け入れて「同意」を得た共済組合はどのような特典を得たのか、次に列記してみる。

- (1) 法人格が付与された。組合はその名において不動産を賃借し、動産を所有又は賃借し、贈与や遺贈を受領する——但し、知事の認可か国務院 (Conseil d'Etat) の政令による承認が必要——権利をもつ。
- (2) コミューンから組合の集会場所、運営や会計に必要な帳簿・手帳類が無料で提供される。
- (3) 同意組合に関係のある証書の印紙税や登録税は免除され、また市町村葬式税 (droit municipi-

注(28) 会長任期を5年とすることによって、もはや会長職に不適当と判断された人をその職務からはずすことが可能になった。この政令は、組合にとってもプラスの効果をもっていたという。Encognère, *op. cit.*, p. 109.

(29) *Ibid.*, pp. 108-110. Maurice Block, *Dictionnaire de l'administration française*, 2<sup>e</sup> édition, Paris, 1881, article «Sociétés de secours mutuels» No. 28 et 37.

### 19世紀末におけるフランスの共済組合（上）

pal sur les convois)のあるところでは、その3分の2が組合に払戻される。貯蓄金庫 (Caisses d'épargne) や供託金庫への預金が可能——既述のように、一部は強制されている——で、そこでは特典として年4.5パーセントの利子が保証されていた。

- (4) 組合解散の場合、国務院の管理により、組合員に有利な配慮がなされうる。
- (5) 組合指導者への勲章の授与。<sup>(30)</sup>
- (6) 政府補助金の供与。これについては第3節参照。
- (7) 1856年4月26日政令によって老齢年金基金（次章第3節参照）が創設されると、その基金を利用した年金の有利な設定が認められた。

#### 4

公益承認組合は、同意組合の制度ができる前に、1850年7月15日法によって設置された。この組合に関する規定は1851年6月14日の政府規則 (le règlement d'administration publique) や1852年3月26日政令によっても補足されている。

1852年3月の政令によって、公益承認組合も特典供与の面では同意組合とほとんど同一の制度下に置かれることになるが、1850年法はこの組合に対して同意組合より厳しい条件を定めていた。

その第1条では、公益団体としての承認を希望する共済組合は、次の書類を添えて請願を提出することとした。(i)規約を記載した公正証書。これは印紙・登録税を免除される。規約には、組合の目的、加入や除名の条件、組合員の権利、拠出金額、拠出の時期や方法、資金投資の方法、組合運営の方法等が示されていなければならない。(ii)公証人に保証された組合員名簿。(iii)内部規則。

請願は知事に提出され、内相を経て国務院へ送られ、それを認める場合には国務院の政令が出された。この形式は手間がかかったし、費用もかかった。しかも、規則のちょっとした変更でも、そのたびごとにこの形式が繰り返されねばならなかった。

1850年法は、また、公益承認組合に次のような条件を課していた。

- (1) 組合員数は100人以上2,000人以下であること。但し、農村コミュニティの組合にあっては100人未満でもよい。
- (2) 組合員100人以上の組合では3,000 fr. の超過分、100人未満の組合では1,000 fr. の超過分を供託金庫に払込む。(同じ条件が、1852年政令で同意組合に課されている。)
- (3) 組合のすべての集会には市町村長や助役が列席しうるものとし、またその日時は3日以上前に予告されねばならない。
- (4) 組合の解散には政府の認可が必要とされる。
- (5) 公益承認組合は、毎年、知事と市町村長宛に財政活動報告を提出しなければならない。(これ

注(30) Encognère, *op. cit.*, pp. 130-132, 134. Guilhaumon, *op. cit.*, pp. 61-62. Block, *op. cit.*, article «Sociétés de secours mutuels» No. 29.

は認可組合にも課されており、1852年政令で同意組合にも課される<sup>(31)</sup>。

こうした条件を満たして公益を承認された組合には、1850年法では、次のような特典供与を認めていた。

- (1) 法人格の付与。
- (2) 個々の組合員に認められた預金の合計額に等しくなるまで、貯蓄金庫に預金することができる。
- (3) 1,000 fr. を越えない現金や動産の贈与・遺贈は知事の認可によって、不動産や1,000 fr. 以上の動産の贈与・遺贈は国務院の政令による認可によって、その受領が認められる。
- (4) 集会場所、組合の運営や会計に必要な帳簿類は、無料で取得しうる。
- (5) 組合に関係するすべての証書は印紙・登録税を免除される。

これらは、ほとんど、1852年政令によって同意組合に与えられる特典を先取りしたものであるが、その政令の第17条は、改めて、公益承認組合に同意組合に認められた特典を与えると規定した。結局、特典の面での両者の差異は、前者が不動産の所有権を有していたという点だけであった。同意組合にはこの権利は認められていなかった。だが、不動産所有は公益承認組合が不動産賃貸料を取得するのを可能ならしめたが、これは必ずしも利子保証された供託金庫への預金より有利とは言えなかつたようである<sup>(32)</sup>。

公益承認組合は、特典供与の面では同意組合とほとんど同じでありながら、より厳しい条件が課されていたのである。19世紀後半期を通じて、公益承認組合の数は僅少のまま——1900年においても18組合——にとどまっていた。

## 5

二月革命は結社の自由を認めたから、その後の短期間のあいだに多数の共済組合が設立されたことは既に指摘した。当初の完全な結社の自由は1848年7月28日政令による団体設立の市町村当局への届出制導入によって制限されることになるが、それでもまだ、この時には共済組合を解散させるには裁判が必要であった。1850年共済組合法はその制度に変更をもたらした。組合設立の自由は否定されないにせよ、政府が国務院の勧告に従って組合の活動停止や解散を命ずる権利をもつことになった。1852年3月26日政令は、この方向を更に進め、旧来の事前認可制への復帰を決めた。すなわち、20人以上の団体の設立は事前の認可を必要とすると定めた刑法第291条と、知事はそれらの団体に活動停止や解散を命ずる権利をもち、その決定は上訴されえないと定めた1834年4月10日法第1条が復活したのである。

権力からの関与を避けた認可組合には、基本的には、こうした組合監視的な枠組があっただけで

注(31) Encognère, *op. cit.*, pp. 101-103. Block, *op. cit.*, article «Sociétés de secours mutuels» No. 10, 11 et 18.

(32) Encognère, *op. cit.*, pp. 105-106.

(33) ある。若干の留保をおかねばならないが、この組合は統制からも恩恵からも「自由」な組合だったわけで、多くの点で同意組合や公益承認組合より不利な立場に置かれていた。元利合計8,000 fr.まで貯蓄金庫に特別口座をもつことができるという程度が、認可組合に認められたほとんど唯一の恩恵であって、それ以外は、同意組合に与えられたどの恩恵をも享受できなかった。法人格を認められていないから民事責任能力もなく、それ故、贈与・遺贈を受けとることもできなかった。<sup>(34)</sup>

認可組合にも若干の義務が課されてはいた。毎年、財政報告を提出しなければならず、組合総会を開く場合には5日前に知事か郡長の認可を求めなければならない。共済組合としての活動も制限されている。しかし、これらも同意組合に対する政府の統制とは次元を異にするとと言えるであろう。

政府は同意組合の発展を推進する立場から認可組合の「同意」取得申請を歓迎し、そのために便宜を計っていた。1852年5月29日の内相の知事宛回状によれば、認可組合が「同意」を希望した時に組合規約が修正を要求されるのは、それが3月26日政令の精神に反している場合だけであった。すなわち、皇帝による会長任命、名誉会員の加入、失業給付の禁止といった基本的条項は組合に受け入れられねばならなかったが、それ以外の点については知事の裁量に委ね、組合が「同意」を取得しやすいように配慮していた。<sup>(35)</sup>

認可共済組合は、種々の困難にとり囲まれていたが、他の2種類の共済組合にない自由と権力への半独立の姿勢を保持していた。組合を自由に運営し、会長を自分たちで任命し、欲するままに資金を使用することができた。少なからぬ共済組合がこうした自由を求め、またその姿勢に引きつけられて認可組合であり続けた。

## 第二節 1898年 による共済組合制度

### 1

1850～52年法令は共済組合制度の振興を一つの柱としてそれなりの効果を発揮し、共済組合制度の発達と定着に貢献した。また、その制度の基本的枠組は変わらなかったにしても、その後に出された数々の政令などによって、その制度は絶えず修正されてきていたし、法の規定からの逸脱もある程度は黙認されることもあった。とはいえ、その制度の他の一つの柱は共済組合の活動の監視と統制という点に置かれていたから、第三共和政に入って暫くして共済組合制度の改正が議題となったのは当然のことといえよう。

二つの道が考えられた。前制度の規定から時代遅れになった条項や専制的な条項を削除するとい

注(33) J. Drake, 《Le projet de loi sur les Sociétés de secours mutuels》 *Revue Politique et Parlementaire*, juillet, 1897, p. 83. Block, *op. cit.*, article 《Sociétés de secours mutuels》 Nos. 3-6.

(34) Encognère, *op. cit.*, p. 99. このほかに、認可組合には、老齢年金全国金庫への拠出、及びそこから即時終身年金を購入することが認められていた。Block, *op. cit.*, article 《Sociétés de secours mutuels》 No. 8. また、重要なことであるのだが *dons manuels* という名目での贈与の受け取りは可能であった。

(35) Encognère, *op. cit.*, pp. 89-92. Block, *op. cit.*, article 《Sociétés de secours mutuels》 No. 38.

りやり方と、全く新しい立法を制定するというやり方である。後者の道が選ばれた。1881年11月19日に下院事務局に共済組合法案が提出された。署名者は Hippolyte Maze, Jean Audiffred らであった。1882年3月18日には政府の法案も提出され、諸法案審議のための委員会が設置され、1883年11月12日に下院で可決される。1886年6月24日に上院で修正案を可決、下院に戻されて再び修正され、上院では委員会が設置された。共済組合問題に挺身した上院委員会委員長 Maze の死去で法案通過が遅れるが、1892年に上院で採択され、また下院へ戻され、社会保険委員会へ付託され修正の後1897年に下院を通過、上院で若干の修正をして下院へ送られ、そこでそのまま可決されて1898年4月1日に公布された。<sup>(36)</sup>

この新立法は、前制度が共済組合を監視・統制する意図をもっていたのに対して、組合活動への好意的な監督を計ろうとするものであった。共済組合を3カテゴリに区分するという形式は維持されるが、認可組合は、以後、「自由組合 (Sociétés libres)」と名称変更され、これらの組合に対する恩恵付与は増大した。<sup>(37)</sup>

## 2

1898年共済組合法が作りだした制度はどのようなものであったか。以下では、まず、共済組合全体に共通する規定について見てみよう。

a 共済組合の活動目的 共済組合は「将来への準備」の団体として次の目的のうち一つまたは複数の目的達成を図るものと定義された。(i)普通会員及びその家族に対して、疾病、負傷、障害の場合に給付を与えること。(ii)普通会員のために老齢年金を設立すること。(iii)普通会員のために、生存・死亡・災害の個人又は団体保険を契約すること。(iv)葬儀費用を支給し、死亡した普通会員の直系尊族、寡婦(夫)、孤児に給付を与えること。(v)そのほかに、付随的業務として、別途の拠出によって支出をまかなうという条件で、職業講座や無料職業紹介所——その後、取消された——の設置、失業手当の支給が認められる。<sup>(38)</sup>

普通会員の家族に対する疾病、負傷、障害給付の支給は、前制度の共済組合の目的には含まれていなかったが、19世紀末には少なからぬ組合で実施されていたことで、新法は追認して、それを正式な共済組合の目的としたのであった。遺族給付の支給も、同じように、個々的に実施されていたものの制度化である。

また、死亡・災害の場合の団体保険契約は1868年7月11日法によって認められていたが、生存・死亡・災害の場合の個人保険契約は新法で初めて認められた。失業手当の支給は前制度の下では禁止されていた。新法の審議過程でこの項が原案に追加されたが、立法者は失業手当の普及を促進す

注(36) 1898年共済組合法の議会内容審議経過については、Encognère, *op. cit.*, pp. 148-154. Lavielle, *op. cit.*, pp. 54-57. 参照。

(37) Encognère, *op. cit.*, p. 204.

(38) Daniel Massé, *Législation du Travail et lois ouvrières*, Paris et Nancy, 1904, p. 690.

るという意図はもっていなかった。<sup>(39)</sup>

前記の目的のための団体であっても、そのメンバーの一部に、他の者を犠牲にして特別な利益を与えている団体は共済組合として認められなかった。この規定は組合員間の平等を定めたもので、<sup>(40)</sup> トンティ年金組合のような団体は共済組合から排除された。

b 構成員 共済組合が普通会员と名誉会員から構成されるという点は以前と同じであるが、新法では、名誉会員が逆境に陥った時に普通会员として加入できるようにするための規定を規約の中に含めうるとした。

以前は、名誉会員が組合役員となっていたが、新法では、秘密投票によって普通会员か名誉会員の中から役員が選ばれることとされた。1898年法に於ても、名誉会員は組合への貢献がかなり期待されていた。

この時期まで、共済組合は、長い間、名誉会員を求め続けてきた。その結果、共済組合には過去のどの団体にも見られなかったほど多くの商人やブルジョア、そして諸企業が集まった。共済組合は政治的・宗教的に中立の立場をとっていたので国民の中に敵をつくることもなく、団結と協調のシンボルとなったのだ。しかし、会長や役員に選ばれるために総会に出席し、投票を依頼してくる名誉会員の存在は、教育が発達して労働者も組合を管理できるようになり、またそのことを望むようになってくると、結局、彼らの間に一種の不快感を作り出すことになった。少なからぬ共済組合員がそこに我慢し難いパターンリズムを感じるようになっていった。名誉会員の存在は組合員の尊厳を危くし、相互扶助と連帯という共済組合の方法にふさわしくないとして、<sup>(41)</sup> 名誉会員を廃止する組合も少数ながら現われた。

新法では、婦人や未成年者が共済組合の構成員となりうることも明文化された。婦人も——既婚者は夫の輔佐なしに——組合を設立したり、それに加入できるし、未成年者も法定代理人 (*représentant légal*) の干渉をうけないで組合に加入できるとされた。

共済組合の管理運営は市民権のある成人のフランス人に委ねられねばならず、専ら同一国籍の外国人から構成される共済組合——省令による認可が必要——だけを別とすれば、外国人はその管理運営には携われないことになっていた。<sup>(42)</sup>

c 共済組合連合 前制度は共済組合がコミュンの枠を越えて拡がることを禁じていた。この点が、19世紀が終りに近づくとつれて、共済組合の活動にとっての最大の桎梏と感ぜられるようになる。前制度は共済組合に対して活動目的の制限と組合員数の制限それに地域的制限を課し、そ

注(39) Encognère, *op. cit.*, pp. 156-161, 163. なお、失業手当の場合もそうであるが、共済組合の活動目的に含まれることになった職業講座や職業紹介は、1898年法成立以前に若干の実例が存在していた。Guilhaumon, *op. cit.*, p. 214.

(40) Lavielle, *op. cit.*, p. 62.

(41) *Ibid.*, pp. 68-70. とはいえ、名誉会員が重要な存在であることに変わりはない。名誉会員数について、表7参照。

(42) Massé, *op. cit.*, p. 691, Encognère, *op. cit.*, pp. 174-7.

れらは三位一体となって一つの制度を作りあげていたのであるが、産業化が進展し共済組合活動への期待が増大し、その救済機能の拡大充実が求められるようになると、これら三つの制限はおのずから相互に矛盾しあうものと化してしまった。

1898年法は共済組合の活動目的を拡大すると共に、組合員数の制限や地域的限定を撤廃し、組合拡大・大規模化のための新しい方式として「共済組合連合(Unions de sociétés)」を導入したのである。それによれば、各共済組合は、次の目的のために、その独自性を保持しつつ共済組合連合を結成することができる。(i)共済組合の活動目的とされている救済業務のための組織設立、とりわけ薬局の創設のため。(ii)転居した普通会员受け入れのため。(iii)転居者の終身老齢年金の支払(règlement)のため。(iv)組合が対処する各種リスクのための相互保険の組織化、とりわけ老齢年金金庫や長期疾病や長期にわたる活動のための数組合による共同保険創設のため。(v)無料職業紹介サービスのため。

共済組合連合という制度の導入は、以後の共済組合の急速な発展の礎となると同時に、共済組合を大きく変貌させることになる。

d 法人格 共済組合の三分類という伝統は受け継がれたが、新法では、規定にかなったすべての共済組合が法人格を認められ、裁判に出廷する権利をもち、司法扶助を受けられるとした。従来、贈与等の受領を認められていなかった認可組合(自由組合)も含めて3種類の共済組合とも、格差を伴いつつも贈与・遺贈を受けとれることになった。

1884年3月21日法——この法律によって、労働組合も公認されることになった——に従って設立された職業的組合(syndicats professionnels)で、その規約に相互扶助を規定している組合も、条件を満たすことにより、共済組合に与えられた特典を享受できることになった。

共済組合での決定は、組合規約に則って行われ、委任状による投票も認められた。選挙等の有効性に関しては、治安判事に異議申立てを行うことができ、その判決は更に破毀院へ付託することもできるとされた。

また、前制度の下でもすべての共済組合に財政報告の提出が義務付けられていたが、新法においても、全組合は、毎年第一四半期に知事を経由して内相宛に1892年11月30日法で規定されている統計報告の提出を義務付けられた。

e 年金の保護 老齢年金全国金庫(次章第3節参照)に関する1886年7月29日法は、この金庫を利用した共済組合が組合員に支給する年金の360 fr. までを譲渡・差押禁止とし、事実上、年金全額を保護したが、1898年法はすべての組合に対してこの規定を保証し、更に3,000 fr. までの保険元金(les capitaux assurés)も譲渡・差押禁止とした。

f 解散 共済組合の自発的な解散は、解散のための総会に於て、登録組合員数の過半数且つ出席者の3分の2の多数によって可決される。裁判所によって解散させられる場合は管財人が任命される。解散の場合、その時点で満期になる契約以外は、拠出金の払戻しは行われない。清算は規

約に従って行われ、初審裁判所検事 (procureur de la République) の請求により、裁判所によって承認される。<sup>(43)</sup>

g 高等審議会 1850～52年制度下に於て、同意共済組合の設立と発展を促し、1852年3月政令の実施を監視し、またそのために必要な規則 (instructions et règlements) を準備することを目的として、内務・農務・商務省に共済組合促進監視高等委員会 (Commission supérieure d'encouragement et de surveillance des sociétés de secours mutuels) ——この名称は第二帝政の共済組合政策を要約している——が設置された。この委員会はナポレオン三世が自ら議長をつとめたが、帝政崩壊に伴い、1870年10月19日の内相命令 (arrêté) によって改められた。

1898年法下では、内務省に共済組合高等審議会 (Conseil supérieur des sociétés de secours mutuels) が設置され、旧委員会の監視的性格を払拭した類似の機関として、その業務を引継いでいく。この審議会は36名のメンバーから構成され、その半数は同意組合や自由組合といった共済組合界の代表で、他の半数は有識者や政治家から選ばれ、内相が審議会の会長を努めることになっていた。その内部には7名からなる常任委員会 (section permanente) が置かれた。審議会は、共済組合に関する規則や補助金の分配等々、共済組合活動に関するあらゆる問題について勧告し、また、共済組合の統計を作成することを職務としていた。<sup>(44)</sup>

## 3

1898年法では、省令によりその規約を「同意」された共済組合が同意組合としての権利を享受できるとされていた。前制度の組合統制的側面が取り除かれた結果、組合の安定的運営が可能かどうか「同意」の主要基準となり、「同意」取得を希望する組合に対して広く門戸が開かれることになった。新法では次のように規定されている。「同意」は次の二つの場合にしか拒否されない。(i) 組合規約が法の規定に適合しない場合。(ii) 規約が支出に応じた収入を準備しないで保証付老齢年金 (retraites garanties) や生存・死亡・災害保険を設定した場合。

「同意」の諾否は3か月後に決定され、拒否の場合にはその理由も示される。同意組合が規約を変更した場合には新たに「同意」を得なければならない。規約を遵守しない場合や法に違反した場合には「同意」を取消される。「同意」の拒否、取消、いずれの場合も組合は国務院に提訴できる。

同意組合に与えられた特典も幾分拡大された。同意組合——同意組合連合も含まれる——は、国務院の政令によって組合の運營業務や救護業務 (service d'hospitalisation) のために必要な不動産が取得できるほか、組合財産の4分の3まで不動産を取得・所有し、販売・交換することも可能となった。それに伴い、同意組合も、国務院の認可を条件として不動産の贈与・遺贈の受け取りが認められることになる。

注(43) Massé, *op. cit.*, pp. 693-695. Encognère, *op. cit.*, pp. 201-202. E. Levasseur, *Questions ouvrières et industrielles en France sous la Troisième République*, Paris, 1907, pp. 791-792.

(44) Massé, *op. cit.*, pp. 695-697.

前制度から引続き、コミューンは集会場所や帳簿類を同意組合に供給するが、コミューンが財源不足の場合には県が肩代りするとされた。新たに認められたいくつかのコミューンや県にまたがっている組合の場合、こうした義務は、第一に組合本部所在地のコミューンが、次いでそのコミューンの属する県が負担することとされた。

葬式税の払戻しや印紙・登録税の免除——動産・不動産の所有権・使用権の移転は免税対象とはならない——は前制度が継承されている。<sup>(45)</sup>

同意共済組合の資金は貯蓄金庫や供託金庫へ預金するか、国債や国庫債券 (bons du Trésor) や他の国家保証証券、あるいは県・市町村債券、不動産銀行 (Crédit foncier) 債券、利子国家保証のフランス鉄道債券に投資されねばならず、且つ、組合所有の証券類は供託金庫に預けられねばならない。同意組合が利用する供託金庫の当座預金口座 (compte courant disponible) や元金非譲渡制老齢年金共同基金口座は、老齢年金全国金庫と同じ利子を保証されていた。<sup>(46)</sup>

同意組合やその連合は、また、自治金庫 (Caisses autonomes) の設立を認められた。この金庫の機能については1901年5月25日の政府規則で決められたが、それによれば、この金庫は、(1)老齢年金、(2)生存の場合の保険、(3)死亡の場合の保険、(4)災害の場合の保険、の四サービスにのみ携わることができ、各サービスはおのおの別会計でなければならず、死亡保険を設定するには加入者数が3,000人以上、老齢年金と生存保険を設定するには2,000人以上が必要とされるなど、厳しい制約の下におかれた。<sup>(47)</sup>

道徳や財政状況の報告書の提出、帳簿や調書類の知事、郡長、その代理人への提示も同意組合に義務づけられていた。

同意組合が解散する場合には、知事又はその代理人の監督下で以下のように清算が行われる。組合資産から、(1)第三者への負債総額、(2)終身年金や死亡・生存・災害保険の契約遂行に必要な額、(3)組合創設以来、国・県・コミューンによって与えられた補助金の総額、及び贈与・遺贈の総額、という順位で負債の支払、補助金等の払戻しが行われる。国の補助金は共済組合補助基金口座 (compte de dotation des Sociétés de secours mutuels) (次節参照) へ、県やコミューンの補助金はそれぞれの金庫へ戻される。返還される贈与・遺贈は、寄贈者が清算の場合の用途を決めている場合はそれに従い、そうでない場合は共済組合補助基金に加えられる。寄贈者やその相続人には戻されない。

第三者や組合員との契約のための支払のあとで、(4)の支払のために十分な資金がない場合は、国、県、コミューン及び寄贈者の間で拋出額に比例して払戻しが行われる。(4)の支払のあとでも組合資

注(45) *Ibid.*, pp. 699-701. Encognère, *op. cit.*, pp. 209-214.

(46) 利子保証、即ち、国家による利子差額補填の問題は、1898年法成立過程の大きな問題の一つであった。*Ibid.*, pp. 217-223. Drake, *art. cit.*, pp. 85-86.

(47) Encognère, *op. cit.*, pp. 255-258.

## 19世紀末におけるフランスの共済組合（上）

産に余剰があれば、年金や年手当 (*indemnité annuelle*) を与えられていない組合の普通会員に、各自の拠出総額を越えない範囲で、その総額に比例して余剰資産が分配され、それでも残高があれば補助基金に回される。<sup>(48)</sup>

### 4

1898年法の下においても、共済組合やその連合が、公益団体としての承認を得る手続きは1850年法の規定が踏襲されている。公益承認組合に課された義務やそれが享受する特典は、ここでも同意組合と同じであり、やはり唯一の差異は不動産に対する権利の大きさであった。新法は同意組合にも不動産の所有権を認めたが、それには組合財産の4分の3までという制限が課されていた。これに対して、公益承認組合は、前制度から引続いて、なんらの制限なしに不動産の所有・取得・販売・交換が認められていた。とはいえ、新法によって三つのカテゴリの共済組合の差が一層縮まった結果、公益承認組合の有利性は相対的に低下したといえよう。<sup>(49)</sup>

### 5

新法は認可組合の名称を自由組合と変え、事前認可制を撤廃し、当局への届出だけで自由組合を設立できるものとした。共済組合を設立する場合、組合創設者は、活動開始の1か月前に、組合規約と全役員の住所氏名・役職名のリストを2通、組合本部所在地の郡役所か県庁に提出する。規約には、組合所在地、組合員の加入や除名の条件、事務局の構成、役員の選出方法とその任期・権限、普通会员の義務と特典、拠出金の金額と使途、組合解散の条件と清算の方法、老齢年金制度の様式と内容といった事項が記載される。設立の届出は、直ちに県知事や郡長から市町村長へ伝達される。

旧制度は認可組合を知事の一方的な解散権の下に置いていたが、新法では、組合が目的から逸脱した場合は郡の民事裁判所 (*le tribunal civil de l'arrondissement*) が組合の解散を宣告するとして、解散権を裁判所に移すとともに、その判決に対して控訴の道を開いた。

1898年法のリベラルな性格は、自由組合とその連合に対する恩恵供与の面にも見られ、この組合も、以前と較べれば遥かに多くの権利を認められた。裁判所への出廷、司法扶助の適用、保険契約の締結、年金や保険元金の保護などは、初めてこの種の組合に認められたのである。

勿論、他の2種の共済組合と較べれば、自由組合の権利は少なく、認められた法人格もより限定されていた。自由組合は、業務用設備として動産を所有し、不動産を賃借することができるようになったが、不動産は、その業務になくなくてはならないもの以外は所有を認められなかった。贈与・遺贈は、それらが動産であれば、知事の認可を得て——複数の県にまたがる組合の場合、国家元首の政令による認可を得て——受け取りが認められた。この場合、寄贈者がその使途を決めていなければ、受領を認めた認可令 (*les arrêtés ou décrets d'autorisation*) がその使途を決める。だが、不動

注(48) Massé, *op. cit.*, pp. 707-708.

(49) Encognère, *op. cit.*, pp. 263-264.

産の贈与・遺贈は直ちに譲渡するという条件で、その用途についても認可を得た場合にしか受け取りが認められなかった。<sup>(50)</sup>これらの規定に反した場合、その贈与・遺贈は無効とされた。

新法の下に於ても、自由組合はその資金の自由な使用が認められていたかわりに、国からの補助金は与えられなかった。政府は「同意」取得条件の大幅な緩和によって、引続き自由組合の同意組合化を促進する。政府のリベラルな政策により、自由組合はもはやほとんど増加しなくなるが、20世紀初頭に於ても、自由組合のもつ自発性や独立性は相互扶助の原点として少なからぬ支持を集めていた。<sup>(51)</sup>

### 第三節 共済組合に対する補助金制度

政府が共済組合——正確に言えば同意共済組合——の発達を積極的に推進していたことは既に見てきたが、この節では、共済組合に対する補助金の支給という面から、改めてその事実を見てみる。<sup>(52)</sup>

#### I 1850～52年制度下の公的補助金——共済組合補助基金 (Fonds de dotation des Sociétés de secours mutuels) による老齢年金共同基金への補助金支給——

1852年3月26日政令は、同意組合並びに公益承認組合に対して補助金を与えることをうたったが、第二帝政政府は、成立後間もなく、1852年1月22日と3月27日の政令によって、没収したオルレアン家財産の売却収益をもとにして1,000万 fr. の「共済組合補助基金」を設置することを決めた。1853年11月28日政令は、この補助基金の資本を供託金庫に払込むことを決め、それは毎年40万 fr. の利子収入をもたらすと考えられた。当初は、この基金の収益は新設の共済組合に創設費 (indemnité de premier établissement) として与えられたり、流行病などの不可抗力で赤字になった共済組合を助けるのに充てられることになっていた。1853年2月1日政令は、組合設立促進のためにこの基金から50万 fr. を引出したが、当時はまだ同意組合も少数であったので、補助基金の利子収入も全部は使用されなかった。<sup>(53)</sup>

ところが、老齢年金共同基金の設置を決めた1856年4月26日政令以後、補助基金は援助の主要対象を変える。この政令は老齢年金基金設立のために補助基金から20万 fr. を控除するが、以後、補

注(50) Massé, *op. cit.*, pp. 691-692, 695, 698.

(51) Encognère, *op. cit.*, pp. 205-208.

(52) Rubinow は、この時期のフランスの救済制度を、強制保険制度の前段階として、“voluntary subsidized sickness insurance”, “system of government subsidy to voluntary insurance”とか“voluntary subsidized state systems of old-age insurance”と分類している。I. M. Rubinow, *Social Insurance*, London, 1913, p. 27 & 245. フランスの制度を「補助金付任意制度」と呼ぶのは妥当であろう。

(53) Guilhaumon, *op. cit.*, pp. 66-68. Encognère, *op. cit.*, p. 112.

(54) *Ibid.*, p. 118. この年、皇太子誕生に際して、ナポレオン三世は、50万 fr. を老齢年金基金のために寄付した。 *Ibid.*, p. 121.

助基金は老齢年金の設立促進を主目的とするようになっていく。

1857年に、補助基金からの手当 (allocation) 支給が規則化される。前年に老齢年金共同基金に拠出を行った共済組合に対して、(i)普通会員1人につき1 fr. 並びに、(ii)組合拠出額の5分の1、を補助基金から手当として支給することが決められた。

この規則は1860年まで毎年修正され、1868～69年にも改定されて次のようになった。老齢年金共同基金に拠出した組合に対して、(i)普通会員1人につき1 fr.、(ii)組合拠出額の4分の1、(iii)55歳以上の普通会員1人につき、さらに1 fr. の補助金を与える。但し、補助金総額は、(iv)組合拠出額——贈与・遺贈は組合による拠出とはみなされない——を越えることはできず、(v)3,000 fr. または普通会員数を3倍した金額を越えることもできない。

1884年にも改定があり、補助金総額の規制に関して、(ii)の部分<sup>(55)</sup>が、普通会員1,000人以下の組合では3,000 fr.、1,000人を越える組合では普通会員の3倍の金額、但し、最高でも1万 fr. を越えることはできない、と改められた。

この間、1860年3月24日政令は補助基金の1,000万 fr. を3%国債の購入に充てることとし、それによって437,500 fr. の年利子が得られることになる<sup>(56)</sup>。また、1871年の政令による「陸海軍退役軍人相互扶助組合救済事業委員会 (Comité de l'Œuvre de patronage des sociétés de secours mutuels entre anciens militaires des armées de terre et de mer)」の解散に伴い、1878年までに39,339 fr. が補助基金に払い込まれている。

政府の老齢年金共同基金に対する奨励策は、同意組合自体の増加と相俟って年金基金への拠出の増加を導くことになる。やがて、政府は、継続的な補助金抑制措置にもかかわらず、補助基金の収益がすべて老齢年金共同基金に吸収されてしまうという事態に出会う。1880年には、規則に則った補助金額が補助基金の利子収益を15,651 fr. 超過し、政府は議会に追加予算の承認を求めなければならなくなる。以後、この事態は進み、国庫支出による補助は、1881年に16万 fr.、1888年に40万 fr.、1892年に67.5万 fr. と増大し、1895年には81万 fr. にまで達した<sup>(57)</sup>。(表2参照)

## II 1898年法制度下の公的補助金

### 1

1898年法は、前制度から引続いて同意組合と公益承認組合に対して補助金を支給することを定めていたが、その目的は以下のとおりであった。(i)共同基金または個人手帖を利用した老齢年金の設

注(55) *Ibid.*, pp. 122-125, J. Barberet, *Les Sociétés de secours mutuels*, Commentaire de la loi du 1<sup>er</sup> avril 1898, Paris, 1899, pp. 17-21.

(56) この時期の長期公債は、常に発行価格が額面を下回っていたので、表面利率が3%であっても実質利率は4～5%に達していた。森恒夫「フランス資本主義と租税」東京大学出版会、1967年、106頁。

(57) Chauton, *op. cit.*, p. 273, Guilhaumon, *op. cit.*, pp. 68-72, Encognère, *op. cit.*, pp. 126-128.

立を促進するため。(v) 1895年1月1日以降に支給された年金で、その金額が国の補助金を含めて360 fr. より多くない年金を改善するため。(vi) 組合員数の関係で老齢年金を設定していない組合に補助金を与えるため。

こうした補助金は、内相が共済組合高等審議会の勧告を得て決定した規則に従って分配される。前制度の補助金が老齢年金への補助に傾斜しすぎたことから、新法では、流行病や不可抗力で一時的に困難に陥った共済組合を救済するために、補助基金や国庫からの補助金のうち総額 (l'actif total) の5%を限度として高等審議会が決定した金額を、毎年分配の前に予め徴収することにした。<sup>(58)</sup>

1900年4月30日に出された二つの省令のうち的一方はこの方向を更に進め、従来の老齢年金補助一辺倒の制度を大幅に改定し、新しい補助金分配規則を定めた。各同意組合または公益承認組合は以下のように補助金を受けとることになった。(i) 組合の老齢年金への拠出額の4分の1、(v) a). 老齢年金サービスと疾病サービスを保証している組合の普通会员1人につき1 fr., b). 老齢年金サービスだけを保証している組合の普通会员1人につき50サンチーム、(vi) さらに、a). 老齢年金サービスと疾病サービスを保証している組合の55歳以上の普通会员1人につき1 fr., b). 老齢年金サービスだけを保証している組合の55歳以上の普通会员1人につき50サンチーム。

補助金の総額規制は1884年改定の時と同じで、(v) 普通会员数1,000人以下の組合では3,000 fr. 以下、1,000人を越える組合では普通会员数の3倍の金額以下、但し、最高でも1万 fr. を越えない、(vi) いかなる場合でも補助金額は組合の老齢年金への拠出額を越えない、と決められていた。

ここでは、三つの点で大きな改定がなされていた。第一に、従来補助金支給の対象とならなかつ

表2 老齢年金共同基金へ拠出した共済組合の補助のための国庫支出

年 度	国庫支出 (予算) 額	実際の支出額 (1 fr. 未満切捨て)
1881	160,000 fr.	112,664 fr.
1882	160,000	151,390
1883	160,000	236,781
1884	160,000	282,338
1885	360,000	306,221
1886	310,000	328,207
1887	365,000	319,280
1888	400,000	337,883
1889	450,000	382,193
1890	475,000	430,287
1891	625,000	423,539
1892	675,000	450,506
1893	1,125,000 (ii)	723,275
1894	775,000	455,400
1895	810,000	516,872
1896	810,000	563,504
1897	810,000	630,321
1898	810,000	未確定
1899	860,000 (要求額)	—
合 計	9,300,000	6,640,661

出所, Barberet, *op cit.*, p. 16.

注(1) 割増給与金 (majoration) のための予算も含まれているものと思われる。

注(58) Massé, *op. cit.*, p. 704.

た個人手帖制の老齢年金も、この補助金に関しては共同基金制の老齢年金と同等に扱われ、そのいずれかに拠出をしている共済組合は老齢年金を設定している組合とみなされることになった。第二に、老齢年金サービスのほかに通常の共済組合活動である疾病保険のサービスを行っているか否かによって補助金額に差をつけた。前制度が老齢年金を有する組合ばかりに補助金の受給資格を与えたため、普通会员に老齢年金を支給することだけを目的とする共済組合——老齢年金専門組合 (*sociétés spéciales de retraites*) ——が設立されるようになった。この組合は各種のリスクに対して保障をしている共済組合と較べて、少ない拠出で多くの補助金を得ており、1880年代からその不公平が問題となっていた。この措置は、直接には、そのことに対してとられたのであるが、共済組合の疾病保険サービスの機能が見直されたのだとも言えよう。第三に——第二の点の延長上に考えられるが——、老齢年金サービスを行わず、疾病保険の活動しか行っていない共済組合に対しても補助金を支給することにした。1898年法に記載された補助金支給目的の第三の項目<sup>(59)</sup>は、同法の委員会原案には見られなかったもので、議会審議の過程で追加された。この結果、疾病保険サービスのみの共済組合も、毎年普通会员1人につき50サンチームの補助金を支給されることになった。この補助金については、1組合あたり500 fr. を越えないとされていた<sup>(59)</sup>。

1898年法では、また、こうした補助が高額な年金の受給者に与えられて不公平を助長するのを防ぐために、組合員に1日5 fr. 以上の手当 (*indemnités*)、360 fr. 以上の年金・年手当 (*allocations annuelles*) を支給し、また、3,000 fr. 以上の生存・死亡保険の元金 (*capitaux*) を保有する組合は、各種の補助金、登録税や裁判費用の減免といった恩恵を享受できないとした。恩恵を享受するには、360 fr. 以上の年金を得るために複数の共済組合に加入する組合員も排除されねばならなかった。少数の組合が360 fr. 以上の年金を支給していたが、1898年法以後は年金額を引下げたので、補助を受けられない組合はほとんどなかった<sup>(60)</sup>。

1900年頃の補助基金の年収益は51万 fr. であったが、このほかに、老齢年金への拠出を行った組合に対する補助金として議会が承認した国庫支出が、1900年の官庁報告 (*rapport officiel*) で83.5万 fr. あり、この支出は以後も増加し、1902年には90万 fr.、1903年には115万 fr.、1904年には180万 fr. と4年のうちに2倍以上になった<sup>(61)</sup>。

## 2

補助基金とそれを補足する国庫支出とによる補助金に次ぐ共済組合に対する第二の公的補助金が、老齢年金に対する割増給与金 (*majoration*) である。これは、1898年共済組合法成立以前に始めら

注(59) *Encognère, op. cit.*, pp. 244-248.

(60) *Ibid.*, pp. 253-255. 新しい共済組合への加入者は、360fr. 以上の年金を得るために複数の共済組合に加入することはできないという規定に違反していないことを申告しなければならないとされた。但し、1898年以前については、この規定は遡及されず、またこの金額を越えなければ重複加入も可能であった。

(61) *Ibid.*, p. 245.

れたもので、議会は、1894年に、同意組合と公益承認組合によって支給される360 fr.以下の年金に割増給与金を与えるための特別予算を承認している。割増給与金はほとんどすべての年金に与えられ、1897年についてみると、この年から支給された年金5,244のうち、支給されなかったのは360 fr.を越えた12の年金だけであった。

1900年4月30日の二つの省令のうちのもう一方は、1894年に出された政令の場合と同様に、この割増給与金の分配規則を表3のように定めていた。

なお、割増給与金のための予算額は、1894年に40万 fr., 1895年に120万 fr., 1896年に90万 fr., 1897に90万 fr. <sup>(62)</sup>であった。

3

1895年7月20日の貯蓄金庫に関する立法は、時効によって預金者から離脱し貯蓄金庫に帰属する預金に関して、その5分の2を貯蓄金庫に、その5分の3を老齢年金への拠出を行っている共済組合に分配すると定めた。

こうして、1896年6月30日の官報(Journal officiel)で公示され、1897年1月1日で30年の時効となったこの種の遺棄された預金のうち広告費を差引いた237,339 fr.の5分の3、142,403 fr.が共済組合に与えられることになった。1898年5月14日政令並びに政府規則は、内務省に設置された委員会や國務院の意見に従って、この資金の分配規則を定めた。それによれば、この恩恵を約束される共済組合は、その組合の平均年金額に基づいて七つのカテゴリに分類され、各カテゴリごとに、組合は普通会员1人につき表4のように手当(allocation)を受け取る。

共済組合に分配された遺棄預金額は、1898年に144,101 fr., 1899年に155,178 fr., 1900年に184,841 fr., 1901年に201,080 fr.であった。

30年前の貯蓄金庫への預金は6億 fr.であったが、この頃には40億 fr.に達するまでになっており、遺棄された預金口座も増え、この形態の補助金も増加するものと考えられていた。<sup>(63)</sup>

表3 割増給与金の分配

個々の年金額 (fr.)	与えられる割増給与金 (fr.)
27-30	5
31-40	6
41-50	7
51-60	8
61-80	9
81-100	10
101-120	11
121-150	12
151-200	13
201-250	14
251-360	15

表4 遺棄された預金の分配

共済組合 の分類	組合の 平均年金額 (fr.)	組合の受け取る 1人あたり手当額 (fr.)
1	30以下	0.30
2	30-50	0.25
3	51-75	0.20
4	76-150	0.15
5	151-250	0.10
6	251-360	0.05
7	年金未設定	0.15

注(62) Guilhaumon, *op. cit.*, pp. 73-74.

(63) *Ibid.*, pp. 74-76. Barberet, *op. cit.*, pp. 28-29.

以上にとりあげた各種の補助金は、国家による補助金と言えるが、これとは別に、新共済組合法成立以後、県やコミューンが共済組合の発達を促すために補助金を支給する傾向がでてきた。

セーヌ・エ・オワーズ県の県議会は、1900年4月28日に、(i)共済組合の存在しないコミューンで新設された共済組合に対して、2年の間、普通会員1人につき6 fr. の年奨励金、(ii)学校共済組合 (sociétés scolaires) に対して郡<sup>カントン</sup>ごとに年25 fr. の補助金、そして、(iii)60歳以上の老齢組合員に支給される年360 fr. 以下の老齢年金に対して10%の割増給与金——但し、最高18 fr. まで——を支給することを決めるとともに、市<sup>コミューン</sup>町<sup>カントン</sup>村<sup>コミューン</sup>に対して、共済組合の発展を促進するために新設組合に補助金を与えるように訴えた。これをうけて、内相は回状によって、各県議会がセーヌ・エ・オワーズの例に倣い、業務の節約によってできるだけ共済組合に補助金を与えるように勧告した。

1900年には、県の補助金は2,067の同意組合に対して192,340 fr.、119の自由組合——県やコミューンの補助金は自由組合にも支給された——に5,967 fr.、またコミューンの補助金は2,600の同意組合に481,167 fr.、247の自由組合に56,507 fr. が支給された。県とコミューンの補助金は、1902年には855,155 fr. <sup>(64)</sup>であった。

#### 第四節 共済組合の財政

##### I

以下では、共済組合のより内部的な制度に目を転じ、その財政面、まずは共済組合の収入について見ていく。

共済組合の収入の大半を占めるものは、当然のこととはいえ、普通会員の拠出である。ほとんどの共済組合は、規約に於て、すべての普通会員に対して平等な「均一拠出 (cotisation unique)」制を採用している。しかも、そのほとんどが拠出金額を月1 fr. としている。19世紀末には、均一拠出額が1 fr. 以下という組合はますます珍しくなっていた。若干の組合では、この拠出金額が2.5～3 fr. に達していた。

少数の組合は、均一拠出制でなく「段階的拠出制 (système de la cotisation graduée)」を採用している。そのうちの若干の組合は、加入年齢に応じて拠出金額に多少の差をつけている。別のいくつかの組合は、組合員が、加入時の年齢が何歳であれ退職年齢までに同一金額を拠出することになるような段階的拠出制を採用した。

均一拠出制は保険技術の観点からみて、リスクの強度に応じた掛金になっていないが、段階的拠出制も、この点では科学的基礎の上に成り立っていたわけではない。既に、1850年の共済組合法は

注(64) Encognère, *op. cit.*, pp. 248-250. Levasseur, *Questions ouvrières...*, p. 798.

なお、若干の県やコミューンでは、1898年法以前から共済組合への補助金が支給されていたが、1896年以前にはその種の統計は作られなかった。Barberet, *op. cit.*, p. 29.

政府公認の死亡・罹病率表の作成をうたっていたのであるが、それは、1898年法施行2年後に初めて出来上がるのであり、民間ではユバール(G. Hubbard)の死亡・罹病率表が、唯一、評価を得ていたが、未だにフランスでは科学的な保険技術は完成しているとはいえなかったのである。

均一拠出制が優勢であった別の事情として、半数以上に達していた地域的・非職業的共済組合に於て、その組合員の多様性のために他の方式を採りにくかったということも指摘できる。しかし、均一拠出制は別の面からより積極的に評価されていたのだということも見逃せない。共済組合は相互保険の団体であるばかりでなく、博愛機関でもあったのである。均一拠出制のもつ単純さと平等主義的外観は「相互扶助組合」たる共済組合の特徴に適合的であると考えられていたのである。

しかしながら、均一拠出制であっても、男女の組合員が加入している「混合組合(sociétés mixtes)」の場合、一般に婦人の拠出金は男子より3分の1か4分の1少なく、時には半分の拠出金と決められている。子供が加入している組合では、子供には年拠出金の支払いしか求められない。その額は地区により異なるが、2.2~3 fr.、時には6~7 fr.であった。拠出が少ないかわりに、婦人への現金手当(indemnité pécuniaire)は少なく、子供は医療・薬剤給付しか受けられない。

1897年における共済組合全体での平均年拠出金額は、男子15.37 fr.、女子12.65 fr.、その総平均は14.89 fr.、子供は3.35 fr.であった。

共済組合収入のうち、普通会员の負担になるもう一つの主要な項目が入会金である。入会金制度はすべての共済組合に存在する。その大多数に於て、入会金は5~10 fr.の定額である。入会に際しては、不当な入会をチェックするために一定の資格が要求される。すべての組合が加入年齢を制限しており、それは一般に40~45歳であるが、厳格に30歳とか35歳をリミットにしている組合も、緩やかに55歳としている組合もあった。年齢が高くなるほど組合に多くの負担を強いることになりがちであるから、19世紀末の新設組合では年齢が高くなるにつれて入会金が逡増するという方式が広がる傾向を示した。とはいえ、これも科学的根拠に基づいているとはいえなかった。

入会希望者は、また、慢性病でないという医師の証明書の提出や医師による診察が義務づけられたり、3~6か月の猶予期間後にしか給付を与えられないとされた。<sup>(65)</sup>

共済組合が、拠出に基づく権利以上のものを普通会员に保証するという博愛団体的性格をもっていたということは、名誉会員の拠出や寄付、公的補助金及び贈与・遺贈が共済組合の収入の少なからぬ部分を占めていたという事実にも最もよく示されているが、共済組合のこうしたあり方については議論もあったようで、それらが組合に対する援助というレベルを越えて組合の存続に不可欠なものとなるならば、共済組合は法定慈善(la charité légale)の制度になってしまうとか、不安定な資金に頼らず、普通会员の拠出に基づいた運営こそが組合永続の絶対条件であるとも主張された。<sup>(66)</sup>

注(65) Guilhaumon, *op. cit.*, pp. 99-108.

(66) Levasseur, *Histoire des classes ouvrières...*, pp. 692-693.

表5 共済組合の収入(1900年)

	同意組合			自由組合			(1)		
	男子	男女	女子	男子	男女	女子	合計	割合	割合
	fr.	fr.	fr.	fr.	fr.	fr.	fr.	%	%
普通会員の提出金	9,749,753	10,013,289	466,971	20,230,013	2,034,554	164,637	5,249,918	59.36	55.88
名誉会員の提出金	1,741,714	1,143,132	101,982	2,986,828	248,533	143,368	411,177	8.76	4.38
子供会員の提出金	17,958	193,815	3,310	215,083	5,036	23,602	28,639	0.62	0.31
罰金	335,902	252,980	14,764	603,596	112,479	55,052	172,934	1.78	1.84
入会金の利息	328,175	211,365	12,539	552,079	80,424	39,215	122,335	1.62	1.29
投資資金の補助金(2)	1,576,006	2,619,309	72,178	4,267,493	690,670	41,592	1,546,011	12.53	16.46
寄付と雑収入	1,132,144	1,622,354	57,078	2,811,576	444,239	26,636	1,172,234	8.25	12.48
雑収入	1,267,976	1,011,519	134,130	2,413,625	334,593	21,854	691,640	7.08	7.36
総収入	16,149,628	17,067,713	862,952	34,080,293	4,966,528	4,146,265	282,095	100.00	100.00

出所: *Annuaire Statistique*, Vol. 22, 1902, p.276 et 278.  
 注(1). 同意組合と自由組合の「男子」「男女」「女子」は、それぞれ、「男子から構成される同意組合」、「男女から構成される同意組合」…を意味する。金額は1fr.未満切捨て。  
 (2). 「寄付と補助金」は、同意組合においては「補助金と贈与と遺贈」、自由組合においては「補助金と dons manuels」を意味する。

表6 共済組合の支出(1900年)

	同意組合			自由組合			(1)		
	男子	男女	女子	男子	男女	女子	合計	割合	割合
	fr.	fr.	fr.	fr.	fr.	fr.	fr.	%	%
病人への現金給付	4,713,707	2,694,823	166,244	7,574,774	1,565,800	61,583	2,353,764	26.98	32.63
医師報酬	2,010,165	1,514,393	135,921	3,660,479	366,772	39,420	641,000	13.04	8.89
薬剤師への給付	2,398,743	2,032,814	166,698	4,598,255	412,641	53,352	801,287	16.38	11.11
高齢者・障害者・不活者への給付	391,398	168,051	12,103	571,552	151,005	12,042	209,142	2.04	2.90
寡婦と孤児への給付	428,228	301,104	4,929	734,261	119,159	3,490	195,114	2.61	2.70
子供の支出(養育費と給付)	10,307	87,086	2,455	99,848	5,321	240	30,229	0.35	0.42
老齢年金	1,882,710	1,454,217	50,058	3,386,985	452,602	12,175	1,351,649	12.06	18.74
葬儀手配金	668,854	472,318	31,602	1,172,774	174,439	11,840	260,778	4.18	3.62
自由資金からの老齢年金と加給金	667,495	2,299,855	22,673	2,990,023	—	—	—	10.65	—
管理費	642,595	731,328	47,044	1,420,967	186,269	9,376	323,638	5.05	4.49
雑支出	992,291	803,620	74,933	1,870,844	514,098	26,721	1,046,017	6.66	14.50
総支出	14,806,493	12,559,609	714,660	28,080,762	3,948,106	3,034,273	7,212,618	100.00	100.00

出所: 表5と同じ。  
 注(1). 表5「共済組合の収入」参照。  
 (2). 「老齢年金」の項は、同意組合においては「老齢年金基金への拠出金」、自由組合においては「老齢年金 (pensions de retraites)」を意味する。

だが、フランス共済組合制度の一つの特徴でもあった名誉会員の提出や公的補助金等は、共済組合の一つの柱として、この時期には社会的にも経済的にも欠くべからざる必要性をもつに至っていたといえよう。

表7 共済組合の名誉会員数と普通会員数の推移

年度	同意組合(1)の組合員数(12月31日現在)				自由組合(認可組合)の組合員数(12月31日現在)			
	名誉会員	普通会員(2)			名誉会員	普通会員(2)		
		男子	女子	子供		男子	女子	子供
1853	15,435	60,379	6,267		13,375	195,585	27,215	
1854	24,292	90,814	13,219		11,008	188,655	23,113	
1855	29,798	111,031	17,545		11,636	192,361	24,191	
1856	37,431	143,203	24,365		9,850	188,655	23,377	
1857	44,160	169,773	32,066		9,373	189,308	25,734	
1858	48,580	198,464	37,649		9,486	188,730	24,071	
1859	52,282	220,234	44,238		9,096	182,651	25,732	
1860	57,324	250,843	51,165		7,813	168,440	24,235	
1861	60,220	271,004	53,856		8,771	184,485	27,010	
1862	64,871	292,694	59,960		9,010	186,161	26,348	
1863	69,143	316,502	63,451		9,401	189,874	28,151	
1864	76,168	340,996	69,510		9,391	190,754	27,526	
1865	87,186	385,195	77,148		9,770	194,390	28,809	
1866	94,050	416,996	83,744		10,187	201,948	30,230	
1867	101,818	436,252	88,350		10,387	193,951	32,037	
1868	106,477	458,882	92,009		10,269	201,920	33,041	
1869	108,349	463,337	93,592		10,811	204,744	32,800	
1870	103,687	444,578	84,323		10,266	180,950	22,141	
1871	96,885	408,054	80,952		11,042	173,950	21,018	
1872	95,731	413,496	80,702		11,839	174,564	22,479	
1873	96,008	429,968	83,014		12,280	180,970	23,701	
1874	103,502	431,761	85,507		12,259	188,814	24,591	
1875	107,779	444,937	88,446		13,361	190,764	26,337	
1876	110,798	458,096	92,813		14,521	199,361	26,318	
1877	115,910	478,289	95,183		15,260	211,905	29,096	
1878	119,312	491,476	99,376		16,263	220,823	30,502	
1879	125,538	505,172	101,643		17,508	230,789	31,995	
1880	129,857	528,622	111,991	20,769	18,179	243,901	32,957	2,187
1881	135,810	549,938	113,349	26,916	20,143	242,279	36,015	2,483
1882	141,988	583,531	121,213	24,302	21,528	248,631	35,307	4,241
1883	147,995	595,461	123,559	21,355	21,938	250,062	35,247	4,224
1884	153,039	642,701	129,752	21,296	22,564	254,678	36,402	5,479
1885	158,383	643,612	133,202	21,424	22,974	255,361	38,299	4,117
1886	161,046	651,333	135,274	21,569	23,902	257,263	38,626	3,342
1887	167,722	677,016	140,079	21,582	24,553	247,918	39,924	3,944
1888	170,216	702,637	143,537	22,004	25,293	257,075	40,555	4,151
1889	175,028	720,121	146,335	25,077	23,818	262,933	43,658	4,709
1890	179,197	737,808	146,796	27,351	25,102	268,334	44,458	6,820
1891	184,343	750,901	153,062	26,253	25,207	279,880	47,057	5,582
1892	194,859	770,123	155,458	26,909	25,517	277,512	46,574	6,445
1893	200,402	788,285	158,486	28,175	26,852	282,421	48,545	7,296
1894	208,447	805,410	162,066	31,736	28,318	288,417	50,779	8,296
1895	216,247	834,874	170,574	34,335	28,752	265,589	42,076	6,991
1896	224,149	915,483	198,365	43,855	30,018	274,274	43,240	6,824
1897	233,499	940,692	205,811	54,650	31,989	286,521	44,793	6,637
1898	244,632	1,001,361	221,216	56,781	33,935	298,163	46,738	6,653
1899	251,295	1,047,602	235,490	36,813	34,614	294,332	48,681	6,688
1900	258,317	1,153,827	265,871	35,155	34,860	275,631	47,075	8,053
1901	281,569	1,195,533	277,035	53,307	34,220	303,261	55,783	6,563
1902	297,797	1,329,260	303,964	56,158	37,705	314,897	59,135	10,155

19世紀末におけるフランスの共済組合（上）

表7 共済組合の名誉会員数と普通会員数の推移（続き）

年度	同意組合の 名誉会員	同意組合の普通会員			自由組合の 名誉会員	自由組合の普通会員		
		男子	女子	子供		男子	女子	子供
1903	313,455	1,385,009	331,839	53,874	36,244	314,776	69,054	12,060
1904	341,247	1,607,122	374,740	55,215	36,371	319,707	74,875	11,442
1905 (3)	367,188	1,937,130	393,114	210,931	35,764	341,936	72,788	10,902
1906	382,286	2,250,874	412,218	213,142	33,740	332,932	71,995	10,714
1907	397,596	2,347,159	440,615	225,433	34,866	330,198	70,285	11,109
1908	410,968	2,376,452	482,333	244,850	36,335	315,328	68,807	11,854
1909	415,875	2,413,816	508,587	237,872	34,769	308,393	70,944	11,148
1910	436,005	2,375,537	558,142	239,785	34,736	297,322	70,540	11,270
1911	454,974	2,514,102	574,087	229,582	35,492	292,198	66,961	11,673
1912	472,125	2,562,135	603,672	222,545	35,851	283,250	63,512	12,062
1913	494,675	2,684,905	666,546	215,866	34,567	279,035	65,751	12,949
1914	348,522	1,906,342	534,451	94,936	21,129	178,882	52,055	6,529

出所：Annuaire Statistique, Vol. 34 p. 121 et 123

注(1). ここでの同意組合は「成人の同意組合」である。

(2). 同意組合と自由組合の「普通会員」の「男子」と「女子」の合計は表1のそれぞれの組合の「組合員数」に等しい。

(3). 1905年に、337,559名の組合員を擁するla Dotation de la Jeunesse de Franceの「同意」取得。

このほかに、投資資金からの利子も共済組合の収入の中で大きな部分を占め、「罰金」からの収入も少なくなかった（表5、「共済組合の収入」参照）。

II

共済組合の最大の支出項目は、病人に対する現金給付 (secours pécuniaires) ——現金手当——である。1897年において、同意共済組合では、その平均支給額は病気1日につき1.26 fr., 認可共済組合では1.39 fr. であった。それは組合員1人あたり年に、同意組合では7 fr., 認可組合では7.80 fr. の負担となっていた。疾病関連支出でそれに次ぐのは薬剤費として薬剤師に支払われた費用で、医師報酬費をも上回っていた。年金関係の支出も大きな割合を占めていた。

共済組合の支出はその機能と密接に結びついているので、次章において、「共済組合の救済機能」との関係でより詳細に見ることにしよう（表6、「共済組合の支出」参照）。

（慶應義塾大学大学院経済学研究科研究生）